

<令和7年度版>

民法の逐条解説（債権総論）

（全条文の解説）

【目次】

第3編 債権

第1章 総則

第1節 債権の目的（399～411条） p 3～13

第2節 債権の効力

第1款 債務不履行の責任等（412～422条の2） p 14～32

第2款 債権者代位権（423～423条の7） p 33～40

第3款 詐害行為取消権

第1目 詐害行為取消権の要件（424条～424条の5） p 41～48

第2目 詐害行為取消権の行使の方法等
（424条の6～424条の9） p 49～54

第3目 詐害行為取消権の行使の効果
（425～425条の4） p 55～59

第4目 詐害行為取消権の期間の制限（426条） p 60

第3節 多数当事者の債権及び債務

第1款 総則（427条） p 61

第2款 不可分債権及び不可分債務（428～431条） p 62～65

第3款 連帯債権（432～435条の2） p 66～70

第4款 連帯債務（436～445条） p 71～83

民法（債権総論）

第5款 保証債務	
第1目 総則（446～465条）	p 84～113
第2目 個人根保証契約（465条の2～465条の5）	p 114～121
第3目 事業に係る債務についての保証契約の特則 （465条の6～465条の10）	p 122～134
第4節 債権の譲渡（466～469条）	p 135～150
第5節 債務の引受け	
第1款 併存的債務引受（470条・第471条）	p 151～153
第2款 免責的債務引受（472条～472条の4）	p 154～159
第6節 債権の消滅	
第1款 弁済	
第1目 総則（473～493条）	p 160～180
第2目 弁済の目的物の供託（494～498条）	p 181～185
第3目 弁済による代位（499～504条）	p 186～198
第2款 相殺（505～512条の2）	p 199～210
第3款 更改（513～518条）	p 211～215
第4款 免除（519条）	p 216
第5款 混同（520条）	p 216
第7節 有価証券	
第1款 指図証券（520条の2～520条の12）	p 217～223
第2款 記名式所持人払証券 （520条の13～520条の18）	p 224～228
第3款 その他の記名証券（520条の19）	p 229～230
第4款 無記名証券（520条の20）	p 230

民法（債権総論）

第3編 債権

第1章 総則

第1節 債権の目的

（債権の目的）

第399条 債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。

【債権の目的】（399条）

■ お金に換算できないものでも、債権の目的にできる

たとえば、Aさんが、同じアパートの隣の部屋でギターの練習をしているBさんに「夜間はギターの練習は控えてほしい」とお願いして、Bさんが承諾した場合、Aさんが債権者、Bさんが債務者となります。

その後で、Bさんが夜間にギターの練習をしたら、Aさんは債権（夜間はギターの練習を控える）を使って、Bさんに練習を止めるように請求できます。

（特定物の引渡しの場合の注意義務）

第400条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

【特定物の引渡しの場合の注意義務】（400条）

■ 債務者の善管注意義務

「特定物の引渡し」が債権の目的だった場合、債務者は、引渡しまで、その物を保管する「善管注意義務」（専門家としての注意義務）があります。

たとえば、Aさん（車屋）が、Bさんに中古のX車（特定物）を売った場合、Aさんは、BさんにX車を引き渡すまでは、X車が傷ついたり盗まれないように、専門家として保管する義務（善管注意義務）があります。

「契約その他の債権の発生原因」（例：契約の趣旨）と

「取引上の社会通念」（例：取引上の常識）の両方を考慮して、必要な注意をする義務が債務者にはある、というイメージです。

この「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念」という表現は、この後もよく出てきます。

（「債権」の部分が「債務」になっている場合もあります）

契約以外の債権の発生原因としては、事務管理、不当利得、不法行為があります。

（種類債権）

第401条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

【種類債権①】（401条1項）

■ 種類債権は、中品質以上をものを渡す義務

種類債権で、品質を特定できない場合、債務者は「中品質（普通の品質）」のものを債権者に渡す義務があります。

種類債権は「ジャガイモ1kg」「ビール1ダース」のように、種類と量が特定されている債権のことです。（「不特定物債権」ともいいます）

たとえば、Aさん（八百屋）が、Bさんにジャガイモ1kg（種類債権）を売った場合、AさんがBさんに渡すジャガイモは、形や大きさが普通（中品質）のものを渡す義務があります。

中品質より上（高品質）はOKですが、中品質より下（低品質）はNGです。

2 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

【種類債権②】（401条2項）

■ 種類債権が特定物になる場合

401条1項の例で、次の①②どちらかに該当した場合、その物は特定物になって、Aさんが、Bさんに渡すジャガイモ（債権の目的物）が確定します。

- ① Bさんに渡すジャガイモの準備が終わった（例：ダンボールに入れた）
- ② Bさんの同意をもらって、Aさんが渡すジャガイモを指定した

（金銭債権）

第402条 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

【金銭債権①】（402条1項）

■ お金を支払う場合の通貨について

金銭債権の場合、債務者は、どの通貨（お札・硬貨）で支払うか選べます。ただし、「1万円札で支払う」など、支払う通貨を特定していたら、その通貨で支払う必要があります。

たとえば、Aさん（債務者）が、Bさん（債権者）に100万円支払う場合、Aさんは、1万円札100枚でも、千円札1,000枚でもOKです。ただし、「1万円札100枚」と特定していたら、その通りに支払います。

お札については、1回の支払いで使える枚数に制限はありませんが、硬貨（貨幣）は、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律7条」で、1回の支払いに使える枚数は20枚とされています。

2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

【金銭債権②】（402条2項）

■ 特定の通貨に強制通用力がなくなった場合

特定の通貨が、支払いの時点で「強制通用力」がない場合、債務者は、その通貨以外の通貨で支払う義務があります。強制通用力があれば、その通貨（お札・硬貨）は有効に使えます。

たとえば、もし500円玉が廃止されて、支払いの時点で500円玉に強制通用力がなくなったら、500円玉以外の通貨で支払う必要があります。

3 前2項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

【金銭債権③】（402条3項）

■ 外国の通貨で支払う場合

前2項（402条1項・2項）は、ドル、元、ユーロなど外国の通貨で支払う場合に準用されるので、円で支払う場合と同じ扱いになります。

第403条 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。

【外国の通貨と為替相場】（403条）

■ 外国の通貨の代わりに、円で支払う場合

外国の通貨で債権の額を指定した場合、債務者は、為替相場で換算した日本の通貨（円）で支払うこともできます。

たとえば、債権額が100ドルで、為替相場が1ドル＝100円なら、100ドルの代わりに1万円を支払ってもOKです。

（法定利率）

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

【法定利率①】（404条1項）

■ 利息について意思表示がない場合

利息が発生する債権で、利率を特に決めてない場合、利率は、利息が最初に発生した時点の法定利率になります。

たとえば、契約をした時点の法定利率が「3%」で、利息が最初に発生した時点の法定利率が「4%」だったら、利息は4%で計算します。

2 法定利率は、年 3 %とする。

【法定利率②】（404条2項）

■ 法定利率は年 3 %

法定利率は、1 年で 3 %です。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3 年を 1 期とし、1 期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

【法定利率③】（404条3項）

■ 法定利率は 3 年に 1 回見直される

法定利率は、3 年に 1 回見直されることになりました。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に 1 %未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

【法定利率④】（404条4項）

■ 法定利率の計算方法

法定利率は、法定利率が変わった直近の時期（直近変動期）の基準割合と、当期の基準割合の差が 1 %以上あった場合に、その差を、直近変動期の法定利率に足したり引いて計算します。（基準割合の説明は 5 項にあります）

たとえば、直近変動期の基準割合が 2. 5 %、直近変動期の法定利率が 3 %で、当期の基準割合が 1. 5 %だった場合、直近変動期と当期の基準割合の差が 1 %あるので、次の期の法定利率は 1 %減って 2 %になります。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たにを行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

【法定利率⑤】（404条5項）

■ 基準割合の計算方法

基準割合は、銀行が貸付期間1年未満で貸した短期貸付けの、過去5年分の毎月の利率を平均したものです。

つまり、銀行がする短期貸付けの利率に合わせて、法定利率は変動します。

（利息の元本への組入れ）

第405条 利息の支払が1年以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

【利息の元本への組入れ】（405条）

■ 利息を複利にできる場合

利息の支払いが1年以上延滞して、債権者が催告（催促）しても、債務者が利息を支払わない場合、債権者は、利息を元本に組み入れることができます。その後は、元本に組み入れた利息にも、利息がかかるようになります。（複利）

たとえば、Aさんが、Bさんに100万円を年5%で貸した後で、Bさんが利息（5万円）を1年以上延滞して、Aさんが催促しても、Bさんが5万円を支払わなければ、Aさんは、利息の5万円を元本に組み入れて、元本を105万円にできます。

（選択債権における選択権の帰属）

第406条 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。

【選択債権】（406条）

■ 選択債権の選択権は債務者にある

「AかBのどちらか」といった債権（選択債権）の場合、AかBかを決める権利は、債務者にあります。

たとえば、Aさんが、Bさんに100万円貸して、「100万円を返してもらうか、X車をもらう」という選択債権の場合は、100万円にするか、X車にするかを決める権利は、Bさん（債務者）にあります。

（選択権の行使）

第407条 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。

【選択権の行使①】（407条1項）

■ 選択権の使い方

前条（406条）の債務者の選択権は、相手方（債権者）に「Aにします」と意思表示をして使います。（相手方の承諾はいりません）

2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

【選択権の行使②】（407条2項）

■ 選択権の撤回には、相手方（債権者）の承諾が必要

前項（407条1項）で「Aにします」と意思表示をした後で「やっぱりBにします」と前の意思表示を撤回する場合、相手方の承諾が必要です。

（債務者の判断で、一方的に撤回はできません）

（選択権の移転）

第408条 債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。

【選択権の移転】（408条）

■ 選択権が相手方に移る場合

債権の弁済期になって、相手方が相当の期間を定めて催告しても、選択権のある当事者が期間内に選択しない場合、選択権が相手方に移ります。

406条の例で、Aさん（債権者）が、Bさん（債務者）に「期限が来たから、100万円を返すか、X車を渡すかを1週間以内に決めてください」と催告したけど、1週ンを過ぎてもBさんから返事がなければ、Aさんに選択権が移ります。

（第三者の選択権）

第409条 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によってする。

【第三者の選択権①】（409条1項）

■ 第三者に選択権がある場合

債権者・債務者以外の第三者に選択権がある場合、第三者は、債権者か債務者に「Aにします」と意思表示をして選択権を使います。

（債権者・債務者の承諾はいりません）

406条の例で、BさんがAさんに「100万円を返す」か「X車を渡す」かを選ぶ権利が、Cさん（第三者）にある場合の話です。

2 前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。

【第三者の選択権②】（409条2項）

■ 第三者が選択できなかった／選択しなかった場合

前項（409条1項）で、選択権がある第三者が次の①②どちらかに該当する場合、選択権は、債務者に移ります。

① 第三者が、選択することができない 例：事故で意識不明の重体

② 第三者が、選択する意思がない 例：催促しても返事がない

409条1項の例で、もしCさんが事故にあって意識不明の重体で、Cさんが選択できない場合、選択権はBさん（債務者）に移ります。

（不能による選択債権の特定）

第410条 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

【選択債権と履行不能】（410条）

■ 選択債権の中に履行不能なものがある場合

選択債権の中に「履行不能」なものがあって、履行不能になった原因が選択権のある人の過失だった場合、それ以外のものを選ぶことになります。

たとえば、Aさんが、Bさんに1,000万円貸して、「1,000万円を返してもらるか、X建物をもらう」という選択債権があって、選択権はBさんにあります。

もし、X建物が火事で全焼して履行不能になって、火事の原因がBさんのタバコの不始末（過失）だったら、BさんはX建物を選べないので、残った「1,000万円を返す」を選ぶことになります。

（選択の効力）

第411条 選択は、債権の発生時にさかのぼってその効力を生ずる。
ただし、第三者の権利を害することはできない。

【選択の効力】（411条）

■ 選択の効力は遡及効

選択債権でした選択は、債権が発生した時点にさかのぼって有効になります。

たとえば、Aさんが、Bさんに1,000万円貸して「1,000万円を返すか、X建物をもらう」という選択債権の場合で、Aさんが相当の期間を定めて催告しても、Bさんが期間内に選択しなかったので、選択権がAさんに移りました。

そこで、Aさんが「X建物をもらう」という選択をしたら、債権の発生時点（契約の時点）から、X建物はAさんのものになります。

もし、Aさんが選択する前に、BさんがX建物をCさん（第三者）に売っていた場合、AさんとCさんは対抗関係にあるので、先に登記をした方がX建物の所有者になります。

このように、第三者がいた場合は、不動産なら「登記」（177条）、動産なら「引渡し」（178条）で所有者が決まるので、この条文の「ただし、第三者の権利を害することはできない。」は無意味な条文です。

第2節 債権の効力
第1款 債務不履行の責任等

（履行期と履行遅滞）

第412条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

【履行期と履行遅滞①】（412条1項）

■ 確定期限がある場合

「確定期限」がある場合、債務者は、期限になった時点から履行遅滞の責任（契約の解除や損害賠償）を負います。 例：〇〇年〇〇月〇〇日

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。

【履行期と履行遅滞②】（412条2項）

■ 不確定期限がある場合

「不確定期限」がある場合、債務者は、次の①②のうち早い時点から、履行遅滞の責任を負います。

- ① 期限になった後に履行の請求を受けた時点
- ② 期限になったことを知った時点

たとえば、Aさんが「行政書士に合格したら、1万円あげる」という約束をBさんとした場合、次の①②のうち早い時点から履行遅滞の責任を負います。

- ① 合格した後に、Bさんから「1万円ください」と請求を受けた時点
- ② Aさんが、Bさんが合格したことを知った時点

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

【履行期と履行遅滞③】（412条3項）

■ 期限がない場合

期限がない場合、債務者は、債権者から「そろそろ払ってこない？」と履行の請求を受けた時点から、履行遅滞の責任を負います。

（履行不能）

第412条の2 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

【履行不能①】（412条の2第1項）

■ 履行が不可能になった場合

債務の履行が、契約の趣旨と取引上の常識から考えて不可能になった場合、債権者は、債務の履行を請求できません。

これを「履行不能」といいます。

たとえば、Aさんが、BさんからX建物を買うという契約を結びましたが、契約してからX建物の引渡しを受けるまでの間に、X建物が火事で全焼した場合、Aさんは、債務の履行（X建物の引渡し）を請求できません。

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

【履行不能②】（412条の2第2項）

■ 契約が成立する時点で履行不能になっていた場合の損害賠償

契約に基づく債務の履行が、契約が成立する時点で履行不能だった場合でも、415条（債務不履行による損害賠償）を使って、履行不能に基づく損害賠償請求をすることができます。

たとえば、Aさんが、BさんからX建物を買うという契約を結びましたが、契約を結ぶ数日前に、X建物が火事で全焼していた場合、契約を結んだ時点で履行不能になっていますが、Aさんは、Bさんに対して、履行不能で発生した損害の賠償を請求できます。

損害の例：X建物の下見にかかった電車代

このような、契約が成立した時点で既に履行不能になっているものを「原始的不能」といいます。

一方、412条の2第1項の例にあるような、契約が成立した後で履行不能になったものを「後発的不能」といいます。

（受領遅滞）

第413条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。

【受領遅滞①】（413条1項）

■ 債権者の受取りが遅れた場合の責任

債権者が、次の①②どちらかに該当して、債務の内容が特定物の引渡しの場合、債務者は、履行の提供をした時点から引渡しをするまでの間は、「自己の財産に対するのと同じの注意」で保管すればよくなります。

（善管注意義務ではなくなります）

- ① 債務の履行を受けることを拒否した 例：渡されたものを受け取らない
- ② 債務の履行を受けることができない 例：事故で受取場所に行けない

たとえば、Aさんが、X車をBさんに売りました。

「X車はBさんの家で引渡す」という約束だったので、Aさんが、引渡日にBさんの家に車を持って行ったら、BさんがX車の受取りを拒否した場合、Aさんは、それ以降は「自己の財産に対するのと同じの注意」でX車を保管すればよくなります。

このように、債権者側に何か原因があつて、受け取りが遅れることを「受領遅滞」（じゅりょう ちたい）といいます。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

【受領遅滞②】（413条2項）

■ 受領遅滞の結果、費用が増加した場合

債権者が、債務の履行を受けることを拒否したり、債務の履行を受けることができなくて受領遅滞になった結果、債務を履行するための費用が増加した場合、増加した分の費用は、債権者が負担します。

たとえば、413条1項の例で、Bさんが受領遅滞になった結果、X車のガソリン代や、駐車場代が余分にかかった場合、その分の費用は、Bさんが負担することになります。

（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由）

第413条の2 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に
当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が
不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由に
よるものとみなす。

【履行遅滞中の履行不能と帰責事由】（413条の2第1項）

■ 履行遅滞の最中に履行不能になった場合

履行遅滞の最中に、債権者・債務者のどちらにも責任がないことが原因で
履行不能になった場合は、「債務者」に責任があるとみなされます。

たとえば、Aさんが、X建物をBさんから買いましたが、Bさんは、
引渡日に、Aさんにカギを渡すのを忘れて、履行遅滞になりました。

その翌日、BさんがAさんにカギを渡す前に、Aさん・Bさんのどちらにも
責任がないことが原因の火事（例：第三者の放火）でX建物が全焼して
履行不能になった場合、Bさん（債務者）に責任があるとみなされます。

そもそも、履行遅滞になった原因が債務者（Bさん）にあるので、
履行遅滞の最中に、債権者・債務者のどちらにも責任がないことが原因で
履行不能になった場合、債務者に責任を取らせるのが筋だろう、という
考え方です。

この条文は、あくまでも「債権者・債務者のどちらにも責任がないこと」
（当事者双方の責めに帰することができない事由）が原因で履行遅滞の最中に
履行不能になった場合の話なので、債権者に責任があれば債権者が、
債務者に責任があれば債務者が、履行不能になった責任を取ります。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

【受領遅滞中の履行不能と帰責事由】（413条の2第2項）

■ 受領遅滞の最中に履行不能になった場合

受領遅滞の最中に、債権者・債務者のどちらにも責任がないことが原因で履行不能になった場合は、「債権者」に責任があるとみなされます。

たとえば、Aさんが、X建物をBさんから買って、Bさんは、引渡日に、Aさんにカギを渡そうとしましたが、Aさんがカギの受け取りを拒否して、受領遅滞になりました。

その翌日、まだAさんがカギの受け取りを拒否している間に、Aさん・Bさんのどちらにも責任がないことが原因の火事（例：第三者の放火）でX建物が全焼して履行不能になった場合、Aさん（債権者）に責任があるとみなされます。

（Aさんは、契約を解除できないし、代金支払いの拒否もできません）

そもそも、受領遅滞になった原因が債権者（Aさん）にあるので、受領遅滞の最中に、債権者・債務者のどちらにも責任がないことが原因で履行不能になった場合、債権者に責任を取らせるのが筋だろう、という考え方です。

この条文は、あくまでも「債権者・債務者のどちらにも責任がないこと」（当事者双方の責めに帰することができない事由）が原因で、受領遅滞の最中に履行不能になった場合の話なので、債権者に責任がある原因だったら債権者が、債務者に責任がある原因だったら債務者が、履行不能になった責任を取ります。

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（０５５－２１５－２０５９）で承っております。

<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。
先生の講座のおかげです。（ T.G.さん ）

<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を２時間で解く」と言うことが大きな力となりました。
本試験でも２時間で解くペースを持ち続けられたからこそ１時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。
半年間のご指導をどうも有難うございました。（ K.W.さん ）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説 | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族） |
| No.4 民法の逐条解説（総則） | No.9 民法の逐条解説（相続） |
| No.5 民法の逐条解説（物権） | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

<問題集>

- | | |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集 | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族） |
| No.4 民法の問題集（総則） | No.9 民法の問題集（相続） |
| No.5 民法の問題集（物権） | No.10 個人情報保護法の問題集 |

<勉強法>

- | | |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパイnderに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）